

奨学資金貸与契約書

茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者  
（以下「乙」という。）とは、茨城県奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、  
次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し 年度から 年度まで、奨学資金を貸与する。

第2条 奨学資金の額は、年額金 円とする。

第3条 奨学資金は、年4回に分けて、 月、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、初年度の貸与ほか特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から10年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。

第5条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 乙は、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第10条 （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第11条 （以下「丁」という。）は、保証人となり、この契約から生ずる債務を保証するものとする。

第12条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第13条 乙、丙及び丁は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第14条 乙、丙及び丁は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙、丙及び丁の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第15条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県教育委員会教育長 印

乙 債 務 者 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日  
本人との関係

丁 保 証 人 住 所  
氏 名 印  
生年月日 年 月 日  
本人との関係